

第593回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和4年4月14日（木）

午後2時から

場所：茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 たねうなぎ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 令和4年度年間事業計画について

6 報告事項

（1）遊漁を活用した地域活性化推進事業について

（2）あゆの特別採捕許可について

7 その他

8 閉 会



資料No 1

漁 諮 問 第19号

茨城県内水面漁場管理委員会

たねうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）第41条第9項の規定により意見を求める。

令和4年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦



(別紙)

諮 問 の 内 容

- 1 許可申請者
茨城県神栖市日川3744 常陸川漁業協同組合
- 2 許可する理由
県内河川、湖沼放流用種苗供給のため
- 3 許可しようとする内容

(1) 採捕する水産動物の名称及び数量	たねうなぎ 100kg以内
(2) 適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第10号(竹筒) " 第15号(笹浸) 第33条(全長制限) 第34条第2号(手繰網)
(3) 採捕の区域	茨内共第2号共同漁業権の漁場区域 (常陸利根川及び利根川)
(4) 採捕の期間	5月1日から10月31日まで
(5) 使用漁具及び漁法並びに統数	うなぎ手繰網 1カ統 うなぎ笹浸 1カ統 竹筒 19カ統
(6) 採捕に従事する者の住所及び氏名	うなぎ手繰網 うなぎ笹浸 竹筒
(7) 使用船舶	19隻
(8) 許可有効期間	令和4年5月1日から令和4年10月31日まで

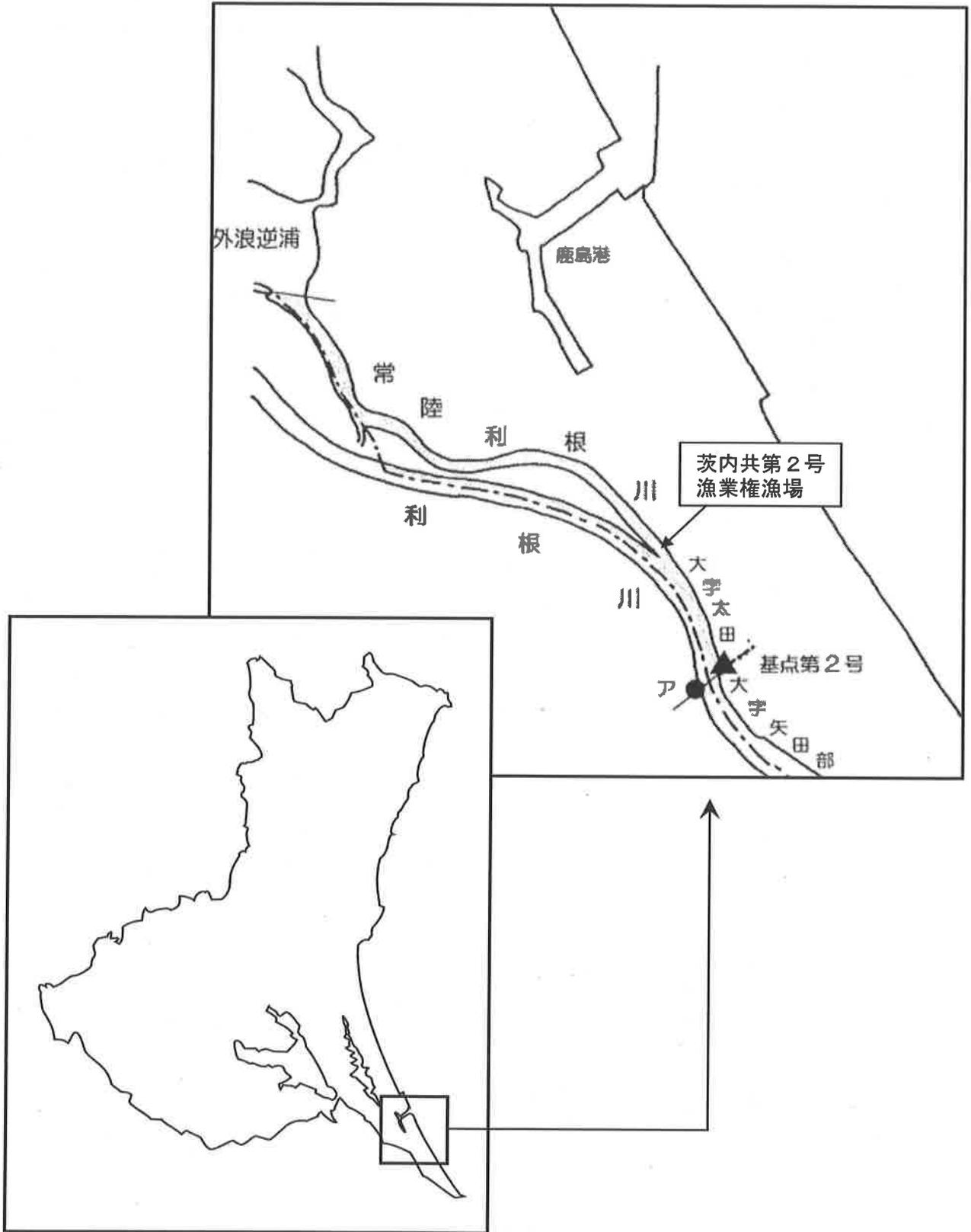
4 制限又は条件

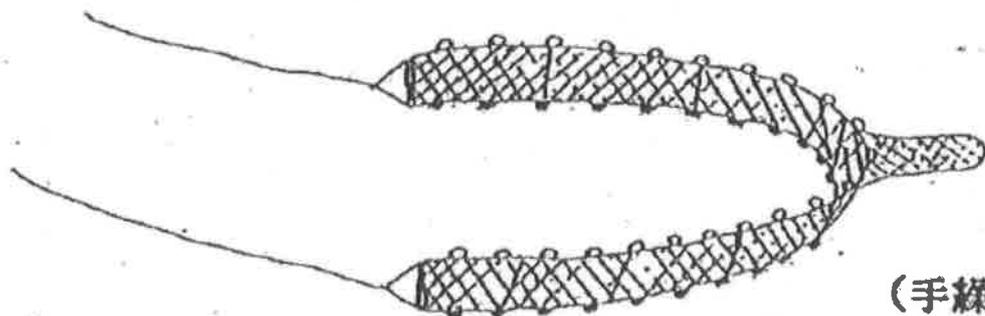
- (1) うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。
- (2) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の写真を貼付した特別採捕従事者証を交付しなければならない。
- (3) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(2)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (4) 採捕する場合には、ゼッケンを着用しなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。

- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (8) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (9) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (10) 笹浸は、採捕従事者1ヶ統当たりが使用できる笹束の数は200束以内でなければならない。
- (11) せんは、採捕従事者1ヶ統当たりが使用できるせんの数は500個以内でなければならない。
- (12) 竹筒は、採捕従事者1ヶ統当たりが使用できる筒の数は2,000本以内でなければならない。

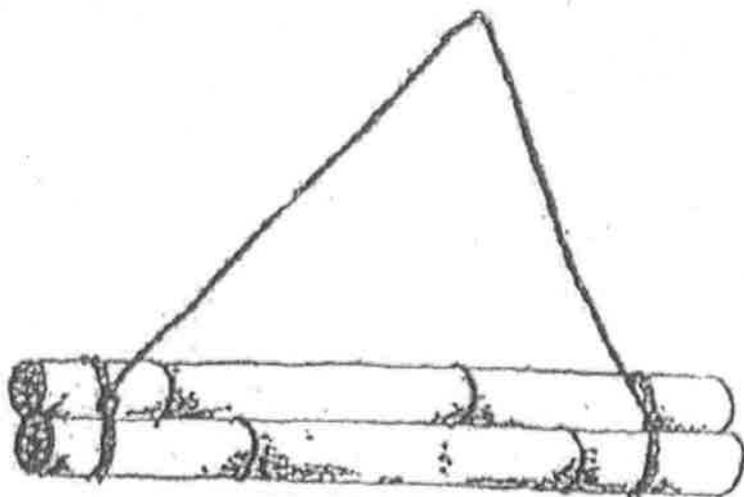
採捕の区域 (茨内共第2号)

利根川及び常陸利根川

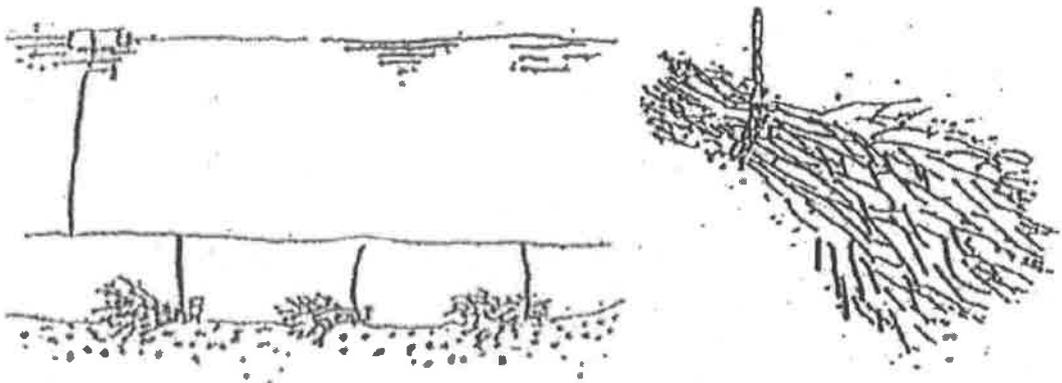




(手繰網)



(竹筒)



(笹浸し)

うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(定 義)

第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種 類	定 義
しらすうなぎ	全長6センチメートル未満のもの
たねうなぎ	全長6センチメートル以上 23センチメートル以下のもの

(適用範囲)

第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

(許可の基準)

第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

(採捕区域)

第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

(採捕の期間)

第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採 捕 期 間
しらすうなぎ	12月1日から翌年4月30日まで
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

(採捕従事者等)

第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を

選定する場合は、当該組合の所属組合員であって、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことが出来る。

(使用漁具)

第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手繰網、ふくろ網のうち長ぶくろ網並びに掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網、ひき網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数については別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるにほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委 任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。

2 次の方針は、廃止する。

(1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

(2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

1 この方針は、平成12年11月8日から施行する。

付 則

1 この方針は、平成18年10月6日から施行する。

付 則

1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

1 この方針は、令和3年3月17日から施行する。

令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

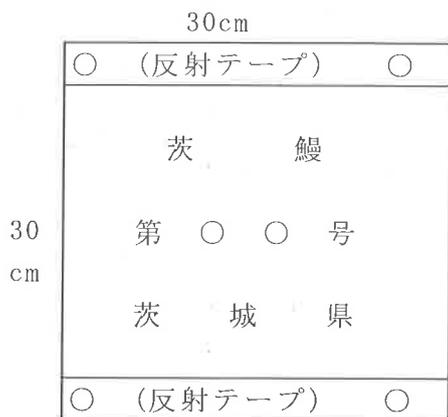
5 採捕の区域

6 採捕従事期間

7 採捕従事条件

- (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
- (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第2号



注) 1 地色は黄色
文字は黒色

(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の住所及び氏名		使用船舶					採捕従事者を補助する者の住所及び氏名	
住所	氏名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名	住所	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆

たねうなぎの特別採捕許可要領

(昭和 52 年 11 月 19 日制定)

改正 平成 24 年 2 月 15 日

(趣 旨)

第 1 この要領は、たねうなぎの特別採捕のため、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針（昭和 52 年 11 月 19 日施行。以下「方針」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第 2 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して許可する。

採 捕 区 域	許 可 対 象 者	採 捕 目 的
利根川本流	はさき漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗
利根川及び常陸利根川	常陸川漁業協同組合	
澗沼川	大澗沼漁業協同組合	

(採捕数量)

第 3 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕状況及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況

(漁具の種類及び統数)

第 4 特別採捕により使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、許可の対象者ごとに定め、次の表に掲げるとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	統 数
はさき漁業協同組合	うなぎ手繰網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手繰網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30
大澗沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5

	竹筒	45
--	----	----

(採捕の区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、次の表に掲げる区域とする。

許可の対象者	採 捕 の 区 域
はさき漁業協同組合	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域
常陸川漁業協同組合	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
大湊沼漁業協同組合	湊沼を含む湊沼川のうち茨内共第14号共同漁業権の漁場区域

(漁具の制限)

第6 特別採捕に使用することができる漁具の規模は、次の表に掲げる範囲とする。

漁具の種類	規 模 の 範 囲
長ぶくろ網	一張りの規模は袖網の片袖が仕立上がり全長30メートル以内、 ぶくろ網の仕立上がり全長36メートル以内のもの。 上記の規模の長ぶくろ網一張りを1カ統と称する。
笹 浸	1統に使用する笹束の最高限度は200束
せ ん	1統に使用するせんの最高限度は500個
竹 筒	1統に使用する筒の最高限度は2,000本

第7 前項に規定する漁具の規模は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕従事者数)

第8 特別採捕により採捕に従事する者の数は、漁具の種類ごとに定め、次の表のとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	従事する者の数
はさき漁業協同組合	うなぎ手繰網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手繰網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30

大瀬沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5
	竹筒	45

第9 前項に規定する採捕に従事する者の数は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕の制限)

第10 うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。

第11 前項に規定するうなぎ手繰網の採捕の制限は、許可の制限又は条件として付加する。

(申請書の添付書類)

第12 方針第9に定める「その他必要と認める書類」は、誓約書（別記様式）とし、はさき及び常陸川漁業協同組合に提出を課する。

付 則

この要領は、昭和52年11月19日から施行する。

付 則

この要領は、昭和59年3月21日から施行する。

付 則

この要領は、昭和17年4月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。

茨城県内水面漁場管理委員会 令和4年度年間事業計画案

(注)
 ●…審議事項
 □…報告事項
 ◇…会議

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
茨城県内水面 漁場管理委員会	委員会			委員会	委員会	委員会		委員会	委員会		委員会	
	<ul style="list-style-type: none"> ● たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) ● R4年間事業計画について □ 遊漁を活用した地域活性化推進事業について □ あゆの特別採捕許可について 			<ul style="list-style-type: none"> ● さけ特別採捕許可について □ サケ資源有効利用調査について □ R4全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について □ 茨城県におけるアユの調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● さけ特別採捕許可について(諮問) □ R4全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について □ R5全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について(事前説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ● しらすうなぎ特別採捕許可について ● R5全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について □ 資源管理の状況等の報告 □ 久慈川アユ友釣り教室の結果について 		<ul style="list-style-type: none"> ● しらすうなぎ特別採捕許可について(諮問) □ R4全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果等について □ 溜沼におけるヤマトシジミの調査報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内共11号に係る内水面漁場計画の案について(諮問) ● 内共14号に係る内水面漁場計画の案について(諮問) □ 採捕の許可の更新について <ul style="list-style-type: none"> ・いさざひき網 ・雑魚建さし網 ・さより建さし網 ・にしん建さし網 ・しらうお建さし網 ・しらうおこませ掛ぶくろ網 ・しじみかき 		<ul style="list-style-type: none"> ● 内共11号及び内共14号に係る内水面漁場計画の案について ● 内共11号及び内共14号に係る内水面漁場計画の案について(答申) ● 久慈川支流里川における水産動物の採捕禁止区域・期間について(委員会指示) ● R5目標増殖量について(公示) ● たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) □ サケ資源有効利用調査の結果について 	
全 国 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 連 合 会		◇ 通常総会 (東京)				◇ 研修会 (東京)	◇ 東日本ブロック協議会 (福島)			◇ 目標増殖量協議会 (水戸・土浦の 2地区で開催)		

令和 4 年 4 月 14 日
茨城県農林水産部水産振興課

遊漁を活用した地域活性化事業について

1. 目的

天然アユを活用した県北地域の活性化を図るため、釣り教室の開催による遊漁者の増加、アユの活用に関する今後の展開方策の検討等を行う。

2. 令和 3 年度の実施結果

(1) 久慈川産天然アユ地域活性化検討会

・令和 3 年度アユ友釣り教室開催における成果、改善点等をもとに、アユ友釣り教室事業の独り立ちへの道筋について検討することとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り。

(2) 大子地区アユ友釣り教室主催者（大子町振興公社）からの改善点抜粋

- ・参加費を前回から 1,000 円増の 3,000 円としたのは、県補助がある中では妥当だが、補助がなくなり自主事業として開催する場合、3,000 円では赤字となるため参加費値上げによる収入増又は入漁料免除やインストラクターボランティア化等による支出減が必要である。
- ・マンツーマン講習は安全面で必要だが、運営面から見た募集人数 20 名は妥当であるものの、参加者数に対するインストラクター確保に難あり。

3. 令和 4 年度の計画

(1) アユ友釣り教室の開催

- ・4 月：県補助事業実施要領等の制定及び事業実施希望者の募集開始
- ・5 月：補助事業者の選定及び採択、教室開催に向けた作業開始
前回までの成果、改善点をもとに、自主事業化に向けた運営方法を検討
(収入増加及び支出削減の可否、確保できるインストラクター数に基づいた参加募集人数の適正化を中心に検討)
参加者募集要項、ポスター他の作成及び周知方法の決定、並びにポスター他掲示協力先依頼
- ・5 月：インストラクター確保、参加者募集開始
- ・6～9 月：久慈川大子地区、常陸大宮地区において友釣り教室を開催

(2) 久慈川産天然アユ地域活性化検討会の開催

- ・今年度アユ友釣り教室の成果及び改善点の共有、イベント受け入れ先の有無、既存事業のオプション化、アユルアー釣り導入の可否等を協議し、アユ友釣り教室事業の自主事業化への道筋、遊漁者の増加につながる方策について検討する。

参考) 大子町特産品流通公社による令和 3 年度天然アユ活用拡大の取り組み

- ・友釣り漁獲物 6 kg、漁業者縄張り漁投網漁獲物 30 kg を買い取り、ともに 1 尾ずつ冷凍保管していたものを、注文に応じて都内及び町内レストランへ販売。
- ・友釣り漁獲物は商品としては良いものの、単価が高く使いにくいとの評価。
- ・投網漁獲物は雌雄判別による差別化が好評で、単価も相応との評価。
- ・懸念していた投網漁獲物の砂噛みについて、時期的なものか販売先からの報告はなかった。

令和 4 年 4 月 1 4 日
茨城県農林水産部水産振興課

県内河川放流用あゆの親魚養成試験について

1 背景及び経緯

- 県では、冷水病が確認されていない霞ヶ浦産あゆを用いて、健苗性が高い河川放流用の種苗生産を進めてきた。
- 現在のあゆ種苗生産においては、霞ヶ浦で採捕したあゆを親魚まで養成
→種苗生産 (F1)
→得られた種苗の一部を再び親魚まで養成
→次世代の種苗を生産 (F2)
というサイクル (継代) を繰り返している。
- 現在、第 7 世代 (F7) まで継代が進んでいるが、継代が進んだあゆは釣れにくくなることが報告されている。
- 親魚更新を行う必要があるが、霞ヶ浦のあゆ資源減少により、入手が困難となっている。

2 対応

- 新たな親魚候補として、県内河川を遡上する稚あゆを候補とする。
- 河川で採捕した天然魚が、従来の霞ヶ浦産と同様に養成・採卵できるか確認するため、試験的に採捕、養成、採卵を行う。
- 採捕は、特別採捕許可を受けたうえで水産試験場内水面支場が行う。
- 稚あゆを採捕する河川は、県内で最も放流種苗の需要が大きい久慈川とする。

あゆの特別採捕許可について

令和 4 年 4 月 14 日
茨城県農林水産部漁政課

県水産試験場内水面支場が行う、河川で採捕した天然あゆの親魚養成・採卵試験の実施を目的としたあゆの採捕については、特別採捕許可の発給により対応する。また、親魚養成・採卵試験の内容は以下のとおり。

1 特別採捕許可の内容

採捕期間	許可日から令和 4 年 5 月 31 日までのうち 10 日間
採捕を行う場所	堅磐せき堤上流端から下流 300 メートルの間及び 栗原せき堤上流端から下流 300 メートルの間の久慈川
使用漁具及びその統数	たも網、投網、さで網 各 3 ヶ統
採捕予定尾数	500 尾以内
採捕従事者	水産試験場内水面支場職員及び久慈川漁業協同組合職員

2 採捕したあゆの養成・採卵試験

(1) 輸送試験

久慈川において採捕したアユを水産試験場内水面支場まで輸送する。搬入時にへい死魚を計数し、へい死率を算出する。

(2) 養成試験

輸送したアユは、コンクリート池及び FRP 水槽で養成する。養成中は適宜、魚体測定を行い、秋季には成熟状況の確認を行う。

(3) 採卵試験

養成しているアユの成熟が確認された場合、人工採卵法により、採卵試験を行う。採卵後、卵の検視により受精率及び発眼率を調べる。

(4) ふ化仔魚飼育試験

発眼が確認された卵は、(公財)茨城県栽培漁業協会に搬入し、ふ化後の飼育を行う。飼育中は適宜、魚体測定、計数を行う。

3 技術確立後の特別採捕許可の取扱い

本試験により河川産あゆを親魚として使用する技術が確立され、定期的な親魚の更新が行われることとなった場合には、さけ及びしらすうなぎと同様に、本委員会において茨城県内水面漁業調整規則に基づく審議を経たうえでの特別採捕許可発給とする。

※茨城県内水面漁業調整規則第 41 条第 9 項に基づく諮問

【採捕区域図】

